

## 契約条件

1. 株式会社アラジン（以下、「当社」といいます）とお客様は、お客様が、当社が提供する文字起こしサービス（以下、「本サービス」といいます）の料金の見積りと納期等を受けて、正式に本サービスを申込み、それに対して当社が承諾の意思表示をした時点で、本サービス実施のための契約（以下、「本契約」といいます）を成立させるものとします。
2. お客様は、本契約成立後、本契約第 17 条の場合を除き、本契約を解除することはできず、万が一、解除を希望される場合でも、本契約で合意した本サービスの料金の支払を免れないものとします。
3. お客様は、当社に対し、本サービスの対象となる音声又は映像データ（以下、「本件データ」といいます）、及び本サービスの申込に関連して当社に提供された本件データ等が含まれる記録メディア、その他の関連資料等（以下、これらをまとめて「本件記録メディア等」といいます）の正当かつ適法な権利者であり、本件データ及び本件記録メディア等の中に、違法又は第三者の権利若しくは公共の秩序を害するような不正な情報が含まれていないことを保証します。
4. 当社は、お客様に対し、本契約で合意した期日（以下、「納期」といいます）までに、本サービスにより完成させた本件データの文字起こしデータ（以下、「成果物」といいます）を、お客様に納品するものとします。
5. 前条にかかわらず、本件データの音質の状態、内容の専門性等の事情によって、納期までに成果物を納品できない場合には、当社は、作業の途中で、お客様に対し、その旨通知するものとします。その場合、本件データの音質や内容、自然災害等の不可抗力その他の事情に照らし、当社が納期までに納品できないことについて合理的な理由がある場合には、納品の遅れによってお客様又は第三者に損害が生じた場合であっても、当社は、一切の責任を負わないものとします。
6. 本サービスの料金の支払方法は、以下のとおりとします。
  - (1) 本契約において料金が前払いとされる場合には、お客様は、本契約成立後速やかに、本契約で合意した料金を、当社指定の銀行口座にお振込みいただく必要があります（振込手数料は、お客様のご負担といたします）。万が一、成果物の納期の到来までに料金のお振込みが確認できない場合には、当社は、納期の合意にかかわらず、料金の支払が確認できるまで、成果物の納品を猶予されるものとします。
  - (2) 本契約において料金が後払いとされる場合には、お客様は、成果物を受領後、当社の指定する期日までに、本契約で合意した料金を、当社指定の銀行口座にお振込みいただく必要があります（振込手数料は、お客様のご負担といたします）。
7. 成果物にかかる権利は、前条(1)の場合は、成果物の納品が完了した時点で、また、前条(2)の場合は料金が支払われた時点で、それぞれお客様に移転するものとします。
8. お客様は、当社から成果物を受領した後、直ちにその内容を確認するものとし、成果物について、修正の要求、不備等の是正の要請等がある場合には、当社に対し、書面又は電子メールにて、その旨通知するものといたします。当社が成果物を納品した日から 30 日以内に、お客様から前記のような通知がない場合には、当社は、成果物のバックアップデータを全て削除することとし、その後、お客様は、当社に対し、成果物について、修正若しくは是正、代替品の交付、料金の減額請求その他一切の請求をすることができなくなります。
9. 当社は、成果物の内容（すなわち本件データの内容）については一切関与せず、それによってお客様又は第三者に何らかの損害が生じた場合であっても、何らの責任を負うこともありません。
10. お客様は、当社に提供する本件データ及び本件記録メディア等について、以下のことを遵守するものとし、万が一、本件データ又は本件記録メディア等が、本サービス実施の過程又は運送中の事故等によって汚損、破損、消失等した場合であっても、当社は、それによってお客様又は第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
  - (1) 当社に本件データ又は本件記録メディア等を提供する際、そのバックアップデータ又は複写を手元に保管すること
  - (2) 書類その他の原本が重要な資料を当社に提供する際は、原本を手元に保管し、複写を当社に提供すること

11. お客様は、以下の行為を行わないものとします。
  - (1) 本件データ又は本件記録メディア等の正当かつ適法な権利者でないにもかかわらず、本サービスを申し込むこと
  - (2) 犯罪その他の不正な目的に利用するために本サービスを申し込むこと
  - (3) 本契約を締結する意思がないか、あるいは、その権限がないにもかかわらず、本サービスを申し込むこと
  - (4) 当社の営業若しくは本サービスの遂行を妨げる行為又は当社に不利益を生じさせる行為(それらの恐れがある行為も含みます)
  - (5) 当社又は第三者の権利を侵害する行為(それらの恐れのある行為も含みます)
  - (6) 法令又は公序良俗に反する行為
  - (7) その他当社が当社のウェブサイト上で禁止している行為
  - (8) その他上記各号に類する行為であり、当社が不適切と判断する行為
12. 当社は、本サービス終了後、それまでにお客様から受領した本件データを完全に削除し、お預かりしている本件記録メディア等がある場合は、速やかにお客様に返却いたします。但し、本件記録メディア等の返却にかかる費用は、お客様のご負担とさせていただきます。
13. 当社は、本契約成立後、お客様からご提供いただいた連絡先に連絡してもお客様との連絡が取れなくなったときは、本サービスの申込みから60日が経過後、当社の判断により、お客様からお預かりした本件データ、本件記録メディア等の一切を処分します。その場合、お客様は、これらについての所有権その他の一切の権利を放棄したものとし、その後、当社は、それらについて一切の責任を負わないことといたします。
14. お客様は、その責に帰すべき事由によって、本サービスに関連して当社に損害を与えた場合、その損害を賠償する義務を負うものとします。
15. 当社は、その責に帰すべき事由によって、本サービスに関連してお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償する義務を負うものとします。但し、当社のお客様に対する損害賠償責任は、本サービスのために当社がお客様から受領した金額を限度とします。
16. 当社は、本サービスの申込みに際してお客様から取得した個人情報(但し、個人情報の保護に関する法律第2条1項に定める個人情報の定義と同義とします)について、本契約の目的(本サービスの実施及びお客様への連絡等(業務改善等のためのアンケートを含みます))の範囲内で使用するものとし、正当な理由なく、第三者に提供、開示、漏洩又は他の目的に利用いたしません。本契約の終了後においても同様とします。
17. 当社及びお客様は、相手方が本契約の各条項に違反する場合には、催告のうえ、本契約を解除することができます。その場合、解除した当社又はお客様に損害が生じた場合には、相手方に対して損害の賠償を請求することを妨げませんが、当社の損害賠償の予定額については、本契約第15条但書が適用されます。
18. 次の各号に該当する事由がお客様に一つでも発生した場合、当社は何らの通知又は催告なく、本契約を解除することができるものとします。
  - ① 監督官庁より営業停止処分又は営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき
  - ② その財産について仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立て、破産、民事再生若しくは会社更生の申立てがあったとき、又は清算手続に入ったとき
  - ③ 手形若しくは小切手の不渡り処分を受けたとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき
  - ④ 支払停止又は支払不能の事由を生じたとき
  - ⑤ 解散の決議(法令による解散を含む)をしたとき
  - ⑥ 暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者であることが判明したとき
  - ⑦ 媒体に法令に反するデータが含まれていたとき
  - ⑧ その他、本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき
19. お客様は、本契約に関する権利又は義務を、当社の承諾なくして、第三者に移転又は譲渡することができません。
20. 本契約の準拠法は日本法とし、本契約又は本サービスに関連して生ずる一切の紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。